

マイナ受付 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※共有できるのは、医師・薬剤師・歯科医師・薬局薬剤師が資格者のみです。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！




限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



保険証の代わりにマイナンバーカードで

マイナ受付 

事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは 

マイナポータル

